

日本熱気球学生連合 定款

第1条（名称）

本団体は、日本熱気球学生連合（以下、「学連」）と称する。

第2条（目的）

本連合は、熱気球活動を行う大学生の相互の連携を強化し情報共有を活発化させることを目的とするものである。また、一般社団法人 日本気球連盟の規定に基づいて学生が安全に熱気球活動を行っていくためのリテラシーの向上に互いに努め、大学生の熱気球活動を維持・発展させることを目的とする。

第3条（設立日）

本連合の設立日は、2024年3月14日とする。

第4条（所在地）

本連合の所在地は、本連合の会長の住所地とする。

第5条（組織）

本連合は、加入団体により構成される。

第6条（事業内容）

- [1] 日本気球連盟の規定に基づいた学生の熱気球活動の安全に関する指導
- [2] 学生の熱気球活動の振興の為の情報交換
- [3] 学生の熱気球に関連する活動の主催
- [4] 学生の熱気球活動の情報発信
- [5] その他、本連合の目的の遂行に必要な事業

第7条（入会・入会要件）

- [1] 本連合に入会し、加入団体となるためには、別途様式が定められる入会届をその団体の代表者が本連合に提出しなければならない。
- [2] 本連合に入会するためには、その団体の主たる構成員が大学生であり、かつ主たる活動が熱気球に関連することである必要がある。
- [3] 本連合入会に先立ち、入会を希望する団体の代表者は、その団体の構成員に本連合の趣旨・活動内容を説明して入会に対してその団体で定められる方法をもって同意を取らなければならない。
- [4] その団体の入会が総会で認められたときを入会とし、そのときからその団体は加入団体となる。その団体の構成員1名を団体の代表者として扱う。ただし、その者は一般社団法人 日本気球連盟の会員でなければならない。本連合の総会では、代表者がその団体の議決権を行使する。
- [5] 加入団体の代表者が交代するとき、旧代表者と新代表者はその旨を遅滞なく本連合の会長に届け出なければならない。

第8条（退会）

本連合から退会するためには、別途様式が定められる退会届をその団体の代表者が本連合に提出しなければならない。

第9条（決議）

本連合における決議では、多数決の原則を採る。

第11条（定期総会）

- [1] 定期総会は、毎年度2回（夏季と冬季）行われなければならない。
- [2] 招集並びに議長は、会長がこれを担当する。
- [3] 定期総会は各加入団体の代表者に出席の権利があり、加入団体の代表者は全ての定期総会に出席するように努めなければならない。やむを得ず代表者が出席できない場合、同加入団体の一般社団法人 日本気球連盟の会員である者に限り代理人を出席させることができる。代表者は代理人を出席させることを希望するとき、事前にその旨を会長に通知しなければならない。
- [4] 各加入団体は一般社団法人 日本気球連盟の会員に限り2名以下の団体員を同席させることができる。また、その加入団体の代表者の許可を得て発言することができる。発言に対する責任はその団体の代表者にある。
- [5] 総会の開始・決議のためには、全加入団体の過半数が出席していなければならない。ただし、別途定められた方法によって表決権行使を委任した加入団体は出席したものとしみなす。
- [6] 会長は、議題を事前に通知しなければならない。また、会員に議題の希望がある場合は事前にその旨とその議題を会長に通知しなければならない。
- [7] 全ての代表者もしくはその代理人は、各々ひとつの議決権を有する。
- [8] 総会に提出された議題は出席した加入団体の過半数の賛成で可決する。可決した内容については即座に各加入団体で全体へ通知するよう努めなければならない。
- [9] 議長は、総会の日時及び場所・会員総数と出席者数・議題・議事の経過と結果についてまとめた議事録を作成し、署名捺印しなければならない。

第12条（臨時総会）

- [1] 臨時総会は、加入団体の代表者からの求めがあったときに行われなければならない。代表者は臨時総会の開催を希望するとき、その旨と議題を会長に通知しなければならない。
- [2] 招集並びに議長は、会長がこれを担当する。
- [3] 臨時総会は各加入団体の代表者に出席の権利があり、加入団体の代表者は全ての臨時総会に出席するように努めなければならない。やむを得ず代表者が出席できない場合、同加入団体の一般社団法人 日本気球連盟の会員である者に限り代理人を出席させることができる。代表者は代理人を出席させることを希望するとき、事前にその旨を会長に通知しなければならない。
- [4] 各加入団体は一般社団法人 日本気球連盟の会員に限り2名以下の団体員を同席させることができる。また、その加入団体の代表者の許可を得て発言することができる。発言に対する責任はその団体の代表者にある。

[5] 臨時総会の開始・決議のためには、全加入団体の過半数が出席していなければならない。ただし、別途定められた方法によって表決権行使を委任した加入団体は出席したものとみなす。

[6] 会長は、議題を事前に通知しなければならない。

[7] 全ての代表者もしくはその代理人は、各々ひとつの議決権を有する。

[8] 臨時総会に提出された議題については出席した加入団体の過半数の賛成で可決する。可決した内容については即座に各加入団体で全体へ通知するよう努めなければならない。

[9] 議長は、臨時総会の日時及び場所と出席者数・議題・議事の経過と結果についてまとめた議事録を作成し、署名捺印しなければならない。

第 13 条（役員）

下記の通り役員を本連合に置く。ただし、役員は加入団体の構成員かつ、一般社団法人 日本気球連盟の会員から選出されなければならない。

- ・会長 : 1 名
- ・副会長 : 2 名
- ・会計 : 1 名

第 14 条（顧問）

学生連合の指導及び相談役として加入団体の構成員ではなく一般社団法人 日本気球連盟の会員である者を置く。

第 15 条（役員の選出）

役員は総会において立候補者の中から投票によって選出される。加入団体の代表者との兼任は可能である。

第 16 条（役員の任期）

役員の任期は 1 年とし、再任を認める。

第 17 条（役員の変更）

[1] 役員の職務を遂行するにあたって著しく不適当な状況と認められる場合には、任期途中であったとしても、その役員の変更を総会の議題として挙げることができる。変更が認められた場合、新役員は迅速に決定されなければならない。

[2] 新役員の任期は、変更された役員の任期の残存期間とする。

第 18 条（代表者の職務）

代表者は、本連合を代表者並びに総括して円滑な運営に努めなければならない。

第 19 条（副代表者の職務）

副代表者は、代表者を補佐して円滑な運営に努めなければならない。代表者が欠けたときは、代表者の全ての職務を代行する。

第 20 条（会計の職務）

会計は、本団体の財産管理の全てに責任を負う。

第 21 条（経費）

本連合の経費は、活動に際して都度集金を行い、これに充てる。

第 22 条（会計年度）

- [1] 本連合の会計年度は 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。
- [2] 会計は、3 月末日までに前会計年度の会計報告を加入団体に対して行わなければならない。

第 23 条（収支予算）

- [1] 収支予算の期間は、会計年度と同一とする。
- [2] 収支予算は、会計によって作成されなければならない。
- [3] 作成された収支予算は、会計年度が始まるまで役員によって定期総会で採択されなければならない。

第 24 条（改正）

本規約は、総会での決議をもって改正することができる。

第 25 条（定めのない事項）

本定款に定めのない事項については、定期総会もしくは臨時総会での決議により別途細則として定める。

附則

この定款は、2024 年 3 月 14 日より施行する。

附則 令和 7 年 8 月 3 日 改正

この定款は、令和 7 年 8 月 3 日より施行する。